

一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	1,385百万円	77百万円	1,089百万円	528百万円	561百万円
H 1 9	1,311百万円	73百万円	1,031百万円	500百万円	531百万円
H 2 0	1,227百万円	64百万円	903百万円	438百万円	465百万円
H 2 1	1,272百万円	58百万円	823百万円	399百万円	424百万円
H 2 2	1,222百万円	64百万円	910百万円	441百万円	469百万円
H 2 3	1,067百万円	47百万円	662百万円	321百万円	341百万円
H 2 4	1,080百万円	48百万円	674百万円	327百万円	347百万円
H 2 5	1,093百万円	48百万円	687百万円	333百万円	354百万円
H 2 6	833百万円	25百万円	356百万円	173百万円	183百万円

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝